

◎新潟県告示第800号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月15日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
新潟県柏崎市松波二丁目6番43号
シモダ産業株式会社
代表取締役 霜田 彰
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
新潟県柏崎市荒浜二丁目字砂吹沢1894番41 外2筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設、同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類※、紙くず※、木くず※、繊維くず※、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、感染性産業廃棄物（※石綿含有産業廃棄物を除く。）
- 5 申請年月日
平成28年6月29日
- 6 縦覧場所
新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課
- 7 縦覧期間
告示の日から1月間
- 8 その他

この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。

意見書の提出先 郵便番号940-8567

長岡市沖田2丁目173番地2

新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課